

5地福第 51 号
令和5年(2023年)4月 14 日

長野県地域密着型サービス
外部評価機関の長 様

長野県健康福祉部長

令和5年度長野県地域密着型サービス外部評価調査者新規養成研修の実施について(通知)

日頃から、本県における地域密着型サービス評価事業の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長野県地域密着型サービス評価事業実施細則(以下「実施細則」という。)に定める標記研修について、指定研修機関により下記のとおり開催されますので、お知らせします。

なお、研修の詳細や受講申込みにつきましては、県の指定研修機関である特定非営利活動法人コミュニティケア街ねっとから別途貴職あてに連絡をします。恐れ入りますが、貴評価機関を主たる所属とする評価調査者及び受講希望者に周知していただくとともに、受講申込みの取りまとめ等をお願いします。

記

1 期日

令和5年7月 13 日(木)から8月 29 日(火)まで

1日目:令和5年7月 13 日(木)10 時～17 時 30 分 講義・演習

2日目:令和5年7月 14 日(金)10 時～17 時 30 分 講義・演習

3日目:令和5年7月 17 日(月)～8月 21 日(月)のうち1 日 実習

4日目:令和5年8月 24 日(木)10 時～17 時 30 分 講義・演習

4日目(予備日):令和5年8月 29 日(火)10 時～17 時 30 分 講義・演習

2 会場

【1日目・2日目・4日目】オンライン(長野県・神奈川県・岡山県・静岡県合同開催)

【3日目】長野県内のグループホームでの実習

3 指定研修機関連絡先

特定非営利活動法人 コミュニティケア街ねっと 評価調査事務局(担当:澤村 明子)

〒263-0051 千葉市稻毛区園生町 1107-7

TEL :043-290-8063

FAX :043-290-8016

E-mail :hyokachosa@ccmachinet.jp

(要領等一部抜粋)

○長野県地域密着型サービス評価事業実施要領

第2条 事業者は外部評価の受審をもって、長野県における福祉サービス第三者評価事業について（指針）（平成17年12月15日制定）に基づく福祉サービス第三者評価を受審したものとする。また、この実施要領に定めのない事項は、長野県福祉サービス第三者評価に係る要領等を参考とするものとする。

○長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

第2条 評価機関の認証基準は、次に掲げる各号とする。

(9) 当該評価機関を主たる所属とする評価調査者が3人以上所属していること。また、その評価調査者は、次に掲げる者をもって構成すること。

- ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- イ 福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

○長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則

第11条 要領第2条第9号に規定する「組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。

- (1) 常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する常勤の役員として3年以上経験している者
- (2) 常勤職員が20人以上の法人組織の常勤の役員ではないが、常勤職員として、法人組織内で常勤職員が20人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上経験している者
- (3) 組織運営管理に関し専門的な知識を有し、経営相談、経営指導等に通算して常勤3年間に相当する程度経験している者
- (4) 大学・短期大学、専門学校において週1回以上講義を行い、かつ経営分野の教育と研究に3年以上専念している者
- (5) (1)から(4)までのいずれの経験年数も3年未満であるが、合算すると3年以上の経験を満たす場合であって、(1)、(2)、(3)又は(4)と同等の能力を有していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ分科会の意見を聞くものとする。

第12条 要領第2条第9号に規定する「福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」とは、次の各号いづれかに該当する者をいう。

- (1) 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、保育士、医師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、栄養士（管理栄養士を含む。）のいづれかの資格を有し、当該業務を通算して常勤3年間に相当する程度経験している者
- (2) (1)に規定する以外の資格でこれと同等と認められるものを有し、当該業務を通算して常勤3年間に相当する程度経験している者。なお、この場合において、あらかじめ分科会の意見を聴くものとする。
- (3) 訪問介護員養成研修2級課程修了者、障害児（者）ホームヘルパー養成研修2級課程修了者又は居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で、当該業務を通算して常勤3年間に相当する程度経験している者
- (4) 福祉サービス現場で、常勤職員として、利用者に対する直接的な援助業務を3年以上経験している者
- (5) 福祉関係法令に定める相談業務を、常勤職員として3年以上経験している者
- (6) 大学・短期大学、専門学校において週1回以上講義を行い、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に3年以上専念している者
- (7) (1)から(6)までのいづれの経験年数も3年未満であるが、合算すると3年以上の経験を満たす場合であって、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)又は(6)と同等の能力を有していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ分科会の意見を聴くものとする。
- (8) 行政、社会福祉協議会、非営利団体又は民間企業の常勤職員として、福祉サービス現場の経験（相談業務を含む。）はないが、福祉分野の業務経験を3年以上有し、かつ、業務を通じて福祉サービス現場への訪問が30か所以上あり、福祉サービス現場を熟知していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ分科会の意見を聴くものとする。
- (9) 団体に所属するなどして、福祉サービスに関わる相談、情報提供、第三者苦情解決制度、権利擁護、ボランティアコーディネーターなど、複数の福祉サービス事業者に係わる活動に従事し、通算して常勤3年間に相当する程度の従事経験があると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ分科会の意見を聴くものとする。
- (10) 認知症高齢者グループホーム評価調査者養成研修修了者（認知症介護研究・研修東京センターが実施したものに限る。）であって、現に評価調査者として従事している者

4 留意事項

実施細則第4条第1号により、評価機関が配置すべき評価調査者が満たさなければならない要件の一つが、「評価調査者養成研修を修了し、必要な継続研修を受講している者であること」とされています。

長野県地域密着型サービス評価事業実施細則第4条

評価機関が配置すべき評価調査者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 評価調査者は、県又は県知事が指定する法人が実施する評価調査者養成研修を修了し、必要な継続研修を受講している者であること。ただし、他の都道府県又は指定する法人において実施された調査員養成研修又は関連の研修（認知症介護実践研修（旧実務者研修を含む）、介護相談員養成研修等）を既に修了した者にあっては、カリキュラムの全部又は一部が重複している場合には、県の判断により、当該部分を受講していなくてもこの条件を満たしたものとして取り扱うものとする。
- (2) 第4章の規定に基づき県が公表する名簿に登載されている者であること。
- (3) 評価機関は所属する評価調査者に、評価調査者自らが関係する事業者の評価を行わせないこと。

担当 地域福祉課福祉監査担当
(課長) 手塚 靖彦
(福祉監査幹) 石坂 周一 (担当) 北原 寛一郎
住所: 〒380-8570
長野市大字南長野字幅下692-2
電話: 026-235-7127 (直通)
FAX: 026-235-7172
E-mail: fukushi-kansa@pref.nagano.lg.jp